

特殊詐欺対策装置購入費補助金



1 補助目的

頻発する高齢者の特殊詐欺被害未然防止を図るため、対象機器の購入に要する費用について補助します。

2 補助対象機器

ア 通話録音装置

ご家庭の固定電話に取り付け、着信時に通話内容を録音することを相手に伝え、通話録音する機能のある装置

イ 着信拒否装置

ご家庭の固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否または通知する機能のある装置

※ 自分で迷惑電話番号に登録する機能のみの機器は対象外です。

※ 発信番号を表示するサービスへの加入が必要です。

※ 各種サービスへの加入料や維持管理料は、利用者の負担となります。

ウ アまたはイの機能を内蔵する固定電話機

※ 購入予定の機器が補助対象であるか心配な場合は、（公財）全国防犯協会連合会の情報を参考にしてください。

3 補助対象者

市内に住所を有し、現に居住している、当該年度中に 65 歳以上になる人で、次のいずれかに該当する人

ア 高齢者のみで構成される世帯の人

イ 日中はいつも高齢者だけになる世帯の高齢者

※ 世帯の構成員は住民基本台帳情報に基づいて判断します。

※ 「日中はいつも高齢者だけになる世帯」とは、高齢者だけとなる時間が概ね「6時間／日、かつ、3日以上／週」であることとします。

ただし、次のいずれかに該当する人は対象となりません。

- ア 市税の滞納がある人
- イ 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係がある人
- ウ 転売を目的として装置を購入する人
- エ 過去に同種同様の補助金の交付を受けた人

4 補助内容

- ア 1世帯1台のみ
- イ 対象機器購入費の1/2（100円未満切捨て）で上限5,000円
- ※ 令和7年4月1日以降に購入したものが補助対象となります。
- ※ 先着順で受付し、予算額に達し次第終了となります。
- ※ 設置費や配送費等、機器の購入に伴う費用は除きます。
- ※ 金券やポイント等を利用した場合は、購入金額から差し引いて補助金額を算出します。

5 申請方法①（窓口もしくは郵送）

申請をする際は、以下のものを防災安全課（本庁舎2階）へ提出してください。

- ア 交付申請書兼実績報告書
- イ 領収書の写し※レシート不可
氏名、購入品名、金額、購入日が記載され装置の購入が確認できるもの。
- ウ カatalogなど、購入した装置の機能が分かるもの。
- エ 家族状況申出書（日中はいつも高齢者のみになる家の高齢者の場合）
- オ 本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカードなど）
- カ 口座番号の分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）

6 申請方法②（電子申請）

スマートフォンなどで下記のQRコードを読み取り、必要書類を撮影した画像を添付して申請してください。



<電子申請用QRコード>

※ 申請に係る通信費等は申請者負担となります。